

ホームページに掲載する補助金等の交付事業報告

事業名	企業誘致奨励金
所管部署	産業振興課
内容	<p><b>【奨励対象企業】</b></p> <p>(1)誘致地域に事業所を新設又は増設すること。 (東松山工業団地内を除く)</p> <p>(2)土地の面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上又は固定資産額が 2 億円以上。増設の場合は土地の面積が 1,500 m<sup>2</sup>以上又は固定資産額が 1 億円以上であること。</p> <p>(3)操業予定日が土地譲渡契約後 3 年以内であること。</p> <p>(4)環境の保全に適切な措置を講じていること。</p> <p>(5)滑川町工業立地行政推進委員会の審査を経て立地する企業等であること。</p> <p>(6)町長が認めるものであること。</p> <p><b>【奨励措置等】</b></p> <p>事業所に賦課される固定資産税に相当する額の範囲内において奨励金を交付する。</p> <p>操業開始の翌年の 4 月 1 日から起算し 3 年以内。</p> <p>固定資産税額に次の割合を乗じて得た額。</p> <p>(1)第 1 年度 固定資産税に相当する額の 100 分の 100 以内</p> <p>(2)第 2 年度 固定資産税に相当する額の 100 分の 75 以内</p> <p>(3)第 3 年度 固定資産税に相当する額の 100 分の</p>

	50 以内
備考	